

## 「漢文教授二関スル調査報告」の基礎的研究

佐川 繭子

はじめに

明治四五年に発表された「漢文教授二関スル調査報告」（『官報』第八六三〇号、三月二十九日）は、その後これに替わる公的な指針等が示されていないこともあり、現在に至るまで漢文訓読の基準となっている。<sup>①</sup>

鈴木直治は『中国語と漢文』において、主として各種の訓法の起源や変遷を論じながら、「調査報告」のいくつかの特徴や傾向を指摘し、また、一般的訓読傾向を示すとす明治末年出版の『新論語』等との比較を踏まえて、当時の一般的な訓読を基礎としたものであると位置づける。<sup>③</sup>そして、漢文教科書が「調査報告」を基準とするようになると、「訓読の新しい発達」は、見られないようになった<sup>④</sup>ことを指摘する。

大島晃「江戸時代の訓法と現代の訓法」<sup>⑤</sup>は、「調査報告」が

従来の訓法とどのように関わっているのかという観点から、『桂庵和尚家法倭点』『点例』『倭読要領』他の点法を論じた書物を取り上げて訓読観の変遷をたどる論考であるが、「調査報告」については、「奇異な破格の語法を斥け」、「簡約を意図した訓法の流れにある」と評している。<sup>⑥</sup>そして、「我々が今日なおこの訓法を踏襲しようとするならば、少なくとも江戸元禄期頃から現れてくる漢語訓積の学の成果を充分に踏まえていかなければならないはずである。そうでなければ、『訓点』は初学の書を読む筈に過ぎぬ」という意識を伴いながら簡省になってきた訓法は、我々にとつて筈の役割さえ持たないものになるであろう」と戒める。<sup>⑦</sup>

つまり、この「調査報告」によって止まったままの訓読法に無自覚に従ったままであることは、古典の読解法として望ましい姿勢ではないということが理解される。<sup>⑧</sup>本稿は、このような問題意識の下に改めて「漢文教授二関スル調査報告」を読み直

すことを試みるものであるが、基礎的作業として「調査報告」が作成された背景と、「調査報告」がいかなる統一見解を示したのかという点を中心に考察を行う。

### 一、「調査報告」に至る経緯について

まず、「調査報告」作成の背景を考えるために、報告の中心人物である服部宇之吉が関わった経緯と、当時の漢文をめぐる状況について考察する。大島は「この『調査報告』は学校教育の必要からその基準をまとめたもので、国語教育の普及・発達に伴ってそれとの調和を図ろうとしている」と述べ、後述する「句読法案」「送仮名法」との関係に言及した上で、「当時の国語教育との関わり方については細かに検討されねばならないが、本題から外れるのでここでは取りあげない」と言う。<sup>9</sup>「国語教育との関わり方について」の「細かな検討」は大島に限らずなされていないようであるが、科目としての位置づけやその変遷、教育の具体的内容、言語施策における「国語」の形成といった複数の観点から検討すべき課題であり、この点については他日を期すこととする。

### (一)「調査報告」と服部宇之吉

「調査報告」の表題には、続けて以下のようにある。

文部省ニ於テ曩ニ文学博士服部宇之吉外十人ニ漢文教授ニ関スル事項ノ取調ヲ囑託セシカ今般漢文ノ句読、返点、添仮名、読方ニ関シ左ノ通取調ヘタル旨文部大臣ニ報告セリ  
(文部省)<sup>10</sup>

服部宇之吉は、当時東京帝国大学文科大学教授、支那哲学・支那史学・支那文学第三講座担任であった。<sup>11</sup>以下に、服部のそれまでの略歴を述べる。明治二三年に帝国大学文科哲学科を卒業し、当時の文科大学長外山正一の推薦で、文部省専門学務局長濱尾新に面会し、「局長の人格に傾倒して」文部省に入る。しかし、「長く腰弁生活をして居ると人格が卑屈になるよ  
うな気がして」、翌二四年に「哲学歴史及英語を受持つ教員を物色して居つた」第三高等中学校教授となった。第三高等学校の解散始末をし、<sup>12</sup>二七年に高等師範学校教授になる。三〇年には、文部大臣となった恩人濱尾新の頼みを承諾し、文部大臣秘書官となった。三一年に外山正一が文部大臣になると、再び文部大臣秘書官となった。<sup>13</sup>文部大臣秘書官であったのは二人の任期が短期間であったこともあり、長くはない。同年九月に東京高等師範学校教授となり、後に東京帝国大学文科教授を兼任した。これは「外山先生と濱尾先生及び東京高等師範学校長矢田部良吉氏との話が段々進んで、自分を東京帝国大学の教授として漢学を担任せしむる為め支那に留学させようといふことの議が追々に熟した結果である」。三二年九月に東京帝国大学専

任となり、漢学研究のために清国に留学した。当時の北京は「図書館などは無論なく、学校といっても北京大学堂と称するものが一ヶ処あつた位で、必要な書物は悉く自分で購入しなければならず、且排外気分が日一日と高まり行く時で、支那の役人学者等との交際等は思ひもよらぬ時節であつた。」その後、義和団事件に遭遇して一旦帰国してから、当初の予定通り、漢学の教授法や研究法研究のためにドイツに留学する。予定された二年の留学期間を終えないうちに、北京大学堂師範館の教習となることが決まり、三五年八月に帰国する。それに先立つ七月には東京帝国大学文科大学教授に就任し、また文学博士の学位を授与されている。同年八月に出国し、北京大学堂師範館の開館準備に勤めた後、四二年一月に帰国するまで同館正教習として人材育成、日本への留学生派遣等に従事した。四二年二月には東京帝国大学文科大学教授となり、濱尾、外山、矢田部の計画が成就した。

以上に述べたことからは、服部が漢学者となつた背景には濱尾新や外山正一、矢田部良吉の意向があつたことが理解できる。服部は哲学科を卒業してから帝大に着任するまでの「教育行政官的な経歴」(「略年譜」)の間に、『中等論理学』(明治二五年富山房)『倫理学』(明治三〇年金港堂<sup>15</sup>)を発表している。これらの書物には中国古典の引用はあるが、中国哲学を専門に論じているわけではない。漢学については、小学校卒業後に宮

崎崑山の塾で修めたと自ら述べているが、これは「何を修めようとするについても英語、漢学及数学は必要であるといふので、青少年は相率ゐて此の三学に向つた」からに過ぎない。なお、この宮崎なる人物の事績等は不明である。その後、帝大在学時には島田重禮、南摩綱紀に東洋哲学・漢学を学んでいる。ある程度の漢学は修めていたが、漢学者としての自覚をもつたのは清国留学を契機としていると言えるのではないか。中国関係の最初の専著は、二度目の北京から帰国する前の明治三八年に出版された『清国通考』第一篇(三省堂)である。<sup>16</sup>服部の経歴からは伝統的漢学の継承者であるというよりは、西洋の新しい学問を漢学に融合させようとしたのであろうことが窺える。

次いで、服部と「調査報告」との関わりについて述べると、明治四二年十二月に漢文教授に関する調査を文部省から囑託されており、当時の文部大臣は小松原英太郎である。この取調囑託後の四四年には、国語調査委員会委員に就任している(『官報』第八三四〇号、明治四四年四月十四日)。その経緯は詳らかでないが、同年度には漢字典編纂のための特別委員会と、「現行漢字ノ字体ノ統一ヲ計ランガタメ」の起草委員会が開催されており、このために活動したものと考えられる。<sup>18</sup>東京帝大の漢学担当の教授であることや、もともと文部省とは関わりがあつたことから、調査委託者としての適性を判断されたのであろう。「服部先生自叙」には「調査報告」について言及はな

く、本人にはそれほど重要な仕事ではないと思われたのかもしれない。<sup>19</sup>しかし、現在に至るまで影響力を保持していることから、服部の業績の中では、最も重要なものの一つであると言える。もともと、「服部宇之吉外十人」とあるので服部一人の業績ではないのだが、十人の氏名は不明である。<sup>20</sup>

## (二) 明治期の漢文

ここでは、「学校教育の必要」という点について簡単に述べておく。服部が取調を嘱託される数年前、明治三四年に中学校令施行規則が定められ、国語及漢文科が設けられ、翌年二月に中学校教授要目が制定された。<sup>21</sup>この要目には各学年での配当時間や内容、注意点等が示されているが、漢文は「講読」の中で国語と棲み分けている。漢文の講読は、第一学年「第二学期以降ハ我国近世作家ノ用語平易ニ構造簡易ナル短章ニ句読、返リ点、送り仮名ヲ施シタルモノ」、第四学年では「句読及返リ点ヲ施シ送り仮名ヲ省キタルモノ」を材料とすることが記されている。また、材料として具体的に作者名や書名が挙げられるが、第三学年までは邦人の名しか挙げられておらず、第四学年になって邦人に加えて「清初作家、唐宋八家ノ文」が例として挙げられている。また、それまでは必要とされていた漢作文は求められなくなった。<sup>22</sup>服部が漢文教授に関する調査を委嘱され、また国語調査委員会委員に任命された小松原大臣時代の四

四年七月には、この中学校教授要目が改正される。<sup>23</sup>ここでは、「国語及漢文」が「国語講読」「漢文講読」「作文」「文法」「習字」の五分野に分かれた。「漢文講読」の材料については、「句読点・返点・送仮名ヲ施シタルモノタルヘシ但シ送仮名ハ高学年ニ於テハ便宜之ヲ省クコトヲ得」とあるのは改正前に変わらないと言えるが、具体的な講読の材料例は示されていない。明治三四年の中学校令施行規則制定の前には漢文科名存廢論争が起こっており、漢文の位置づけや学習内容等に対する異論も提示されているのであるが、本稿では「調査報告」の前提として、科目の中の漢文の在り方を確認するに止めておく。<sup>24</sup>

次に、当時の表記言語についても簡単に触れておく。<sup>25</sup>明治五年三月には公的文書に歴史的仮名遣いが採用され、それまでの漢文から漢字仮名交じり文に代わる。その文体は、同年八月に公布された学制に見られるように漢文訓読調である。以降、この文体は戦後に憲法改正草案が漢字ひらがな交じりの口語文を採用するまで、公的に存続した。<sup>27</sup>

ただし、文学作品では明治二十年代以降、言文一致体が大勢となりつつあった。また、明治期は国語国字問題と総称される使用言語や文字表記、文体をめぐる様々な動きがあった。同三年には国語調査委員会が発足し、国語改革に動き出していた。国語調査委員会は、音韻文字の採用、言文一致体の採用、国語の音韻組織の調査、標準語の選定の四件を調査方針として

おり、とくに前二件は「漢字廃止と文語文体排斥を意味し、国字・国文の在り方に大改革を与えようとするものである」<sup>28)</sup>。

つまり、数十年の間に漢文や漢文訓読体は一般に通行する表記法ではなくなり、訓読体は後述する普通文として公用文や学術書に限定的に用いられ、漢文は教科の中や個人の読書や研究対象になり、その使用人口や使用機会、学習機会が狭まりつつあったと言え、漢文教育の将来像は見えていなかったであろうと推測される。このような状況下で、「調査報告」は教科書用の当座の目安として作成されたものであるかと考えられる<sup>29)</sup>。なお、学習対象としての漢文には、他の外国語同様に現代中国語音で読むという方法（直読）も提案されていたが、「調査報告」には反映されていない<sup>31)</sup>。

## 二、調査報告の本文について

「調査報告」は、句読法・返点法・添仮名法・読方と、句読法以下諸則適用ノ例から構成される。上述したように、当時は漢作文の必要はなくなっていたため、「漢文教授」とは読み方の教授のみを意味している。また、当時の教材には句読点、返点、送仮名が求められていることを踏まえた内容になっている。以下に、それぞれの内容や特徴について考察する。

### (一) 句読法

句読法は五則から成る。第一には用いる符号を指定し、第二以降においてそれぞれの用法を述べる。第二は句点。第三は読点で、甲から癸までの十二条に分類される。第四は並列を表す点。第五は詩賦には句点のみを用いること。さらに、「注意」として三則が続き、鉤括弧と段落符号の使い方が規定されている。

句読法には、明治三九年に文部省官房文書課が「分別書キ方案」と合わせて発表した「句読法案」との関係が窺える。「句読法案」の緒言には「現行ノ国定教科書修正ノ場合ニ則ルヘキ標準トナスヲ目的トシ」とあるので、教科書を想定していると考えられる。「調査報告」はこれに則ることになる。 「調査報告」が第一則で示す符号は、段落符号を除いて「句読法案」に同じであり、用法もほぼ同じと言える。だが、符号の名称は一つとして同じものがないことを、以下に確認する。

まず、「句読法案」の「マル」「テン」に対して、「調査報告」は「。」「読点」の名称を当てている。句読という語自体が漢文を読むことから発しているため、「調査報告」がこの名称を用いるのは当然である。かえって、「句読法案」が「句読」の名を冠しておきながらも「マル」「テン」の名称を採用しているのが興味深い<sup>33)</sup>。この意図は不明であるが、「句読法案」は教科書を用いる学童ではなくて教科書を作成する側

を対象としたものであるため、あえて平易な名称を使う必要はない。おそらくは、国語調査委員会が方針としていた漢字廃止を先取りして、このような語を用いたのではなからうか。

次いで「調査報告」が「・」に当てる「並列点」は由来のある語ではないらしいが、「句読法案」が対応させる「ポツ」も新しい用法のようである。<sup>35</sup>これは、並列を表す「・」自体が比較的新しい概念であることを意味していよう。

最後に、「『』」に対しては、「調査報告」はそれぞれ「単鉤」「双鉤」と命名し、「句読法案」は「カギ」「フタヘカギ」と称する。「調査報告」が用いた「単鉤」「双鉤」は中国由来の語であり、主として運筆の方法を言うと言解されるが、「調査報告」はこの二語に新たな意味を付与したと言える。<sup>36</sup>この徹底した名称の相違は、漢文には和語ではなく漢語を用いるという、調査報告者の自覚や矜持に起因するのではなからうか。惜しむらくは、「単鉤」「双鉤」の新しい用法が後世に伝わらなかつたことである。また、鈴木が指摘するように、「調査報告」の末尾に附された適用ノ例には、「『』」のいずれも使われていない。段落符号も用いられていない。ついでながら、服部の『中等論理学』『倫理学』『清国通考』にも「」は用いられていない。近代文学においては、「」が会話文に用いられるのは明治二二、三年頃のこととされ、<sup>38</sup>「」は言文一致体の文学作品を中心に用いられ、普通文にはあまり用いられていなかったものと

見られる。「句読法案」に倣って単鉤・双鉤を規定したものの、報告者には馴染みのなかつた符号であったことが推察される。

なお、「調査報告」の漢字カタカナ交じりの本文には、並列の場合の読点しか付していない。服部の『中等論理学』『倫理学』『清国通考』には句読点が使用されており、「調査報告」の本文表記は当時の公用文の様式に従ったものと考えられる。<sup>39</sup>

## (二) 返点法

返点法は、六則と「注意」から成る。第一に五種類の返点を規定し、第二以降にそれぞれの使い方を述べる。「注意」は二種あり、第一が返点を用いない慣用表現、第二は再読文字としての使役の働きを有する語の特例事項である。いずれも、現在の訓読法に慣れている者には当たり前のこととなっているが、「調査報告」が当時までに複数あつた方法から一つを選択し、それ以外の方法を否定したということの意味していよう。

鈴木直治は、「調査報告」が古来の返点を改めた例として、「ラシテ：シム」と読む「使」等の訓点と、「於」「乎」の点法の二種を挙げている。<sup>40</sup>前者は返点法の「注意」第二のことであり、添仮名法第七但し書きにも見える。古来、再読文字として「レ」点を用いて読んでいたものを、「：ラシテ」を兼語に送って「使」等の使役の意味を持つ字を再読しない形式にし

たものである。<sup>(1)</sup>「於」「乎」の点法は、「調査報告」には明文文化されていない。用例から鈴木が判断したものであり、一斎点の特徴である「於」「乎」を直接読む点法<sup>(2)</sup>を採用しなかったとする。鈴木は、「調査報告」が採用したのはいずれも明治後期に多く行われていた訓法であるとするが、後者については「一斎の点法は、原文における『於』・『乎』の有無を視覚的に記憶しやすいものであったにちがいがなく、(略)この点からすれば、『調査報告』は、この一斎点の長所を軽視したものといわなければならぬ」と批判している。<sup>(3)</sup>各種点法の長短を評価してそれぞれの良さを反映させる手法は理想的なようであるが、そこに一貫した法則を持たせることは困難である。「調査報告」はそのような方法はとらなかったであろう。

鈴木指摘の他にも、一本化された事柄があることを以下に述べる。

まず、返点の呼称である。第一則に返点の種類が示されるが、

(イ) レ (れ点)

とあり、わざわざ読みがなをひらがなで付している。これは、古来の「カリガネ(雁)点」という語を採用しなかったということである。この符号の形態が、雁のような形からレに変化し定着していたことを反映させたのであろうか。当時の活字印刷において点の形が固定されていたことも関係しよう。

次に返点の使い方についてであるが、これは複数指摘できる。一つは、レ点の使い方である。第二則には、

レノ符号ハ一字ツツ顛読スル場合ニ用フ

とある。桂庵玄樹(一四二七—一五〇八)の訓法を述べた『桂庵和尚家法倭点』<sup>(4)</sup>には

カリガ子ノ点ノ事。……二字三字。乃至五六字マテモ、下

ヨリ読ミノホセハ、可<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>雁<sub>金</sub>也。不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>用<sub>三</sub>二<sub>二</sub>点<sub>一</sub>。

雖<sub>トモ</sub>三字、中<sub>カニ</sub>于<sub>トウ</sub>於<sub>トウ</sub>等置<sub>一</sub>字アラハ、可<sub>レ</sub>用<sub>三</sub>二<sub>二</sub>点<sub>一</sub>。

(後略)

とある。名詞句や体言化された語句であれば二字以上でもレ点で返読し、置き字を含む語句であれば一二点を用いるとする。つまり、文の構造の違いを点の使い方に反映させているのである。貝原益軒(一六三〇—一七二四)『点例』にも熟語等を返読する場合にレ点を用いる例が見える。通例に「省<sub>レ</sub>点<sub>一</sub>例」として、<sup>(5)</sup>

論語里仁爲<sub>レ</sub>美、不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>礼<sub>一</sub>讓<sub>ヲ</sub>爲<sub>レ</sub>國<sub>一</sub>杜詩<sub>ニ</sub>香烟欲<sub>レ</sub>傍<sub>レ</sub>衰<sub>一</sub>

龍<sub>ニ</sub>浮<sub>一</sub>ト<sub>ニ</sub>三<sub>一</sub>体詩<sub>ニ</sub>欲<sub>レ</sub>弘<sub>テ</sub>柴<sub>一</sub>門<sub>ヲ</sub>一<sub>レ</sub>迎<sub>ヘント</sub>ニ<sub>ニ</sub>遠<sub>一</sub>客<sub>ヲ</sub>一<sub>レ</sub>右<sub>ノ</sub>以<sub>レ</sub>三<sub>一</sub>礼<sub>一</sub>讓<sub>一</sub>

傍<sub>ニ</sub>衰<sub>一</sub>龍<sub>ニ</sub>弘<sub>一</sub>柴<sub>一</sub>門<sub>ニ</sub>ナ<sub>ト</sub>カヤウ<sub>ニ</sub>二<sub>一</sub>ヲ<sub>付</sub>スシテカヘリ点ハ

カリニテヨシ一二ヲ付レハ上ト下ニハ上下ヲ付ルモムツカ

シケレハ略シテ一二ヲツケズ

とある。一二点を使うと上下点が必要になるので、それを省略してレ点と豎点を用いるという。『桂庵』と『点例』とでは意

図する所が異なるが、熟語をレ点で返るといふ用法は同じである。齋藤文俊の調査を参照すると、この用法は江戸時代にはある程度通用しており、決して奇異なものではなかったことがわかる。<sup>(46)</sup>「調査報告」はこれを否定して、一字返るならばレ点、二字以上を返るならば一二点と定めた。小林芳規によれば、雁点はそもそも一字を返読するために生まれたとされ、<sup>(47)</sup>「調査報告」が原点に返ることを意図したのかは不明であるが、字数に基づき点をふるという合理性を優先させたということになるか。また、ここで同時に指摘しておきたいのは、「調査報告」は豎点を規定していないということである。豎点は、熟語として読むことや、音訓いずれで読むかを示す場合に用いられるが、豎点を採用しないことも、レ点で熟語を返読しないことの理由になるであろう。<sup>(48)</sup>加えて、ここで規定したレ点の用法は、上述の使役の点法にも関わっている。一字を返読するとした以上、兼語が二字以上の場合もある使役の構文にレ点を用いることはできないのである。

二つ目は、複数字を返読する返点（文字点）を併用する場合の順序である。「調査報告」は、一二三点、上下又上中下点、甲乙丙丁等、天地又天地人の順とする。この順序も、例えば「調査報告」と前後して出版された富山房の漢文大系を見る<sup>(49)</sup>と、異なるものがある。上下または上中下点の次に用いられる甲乙等の点について、第五則に

甲乙丙丁等ノ符号ハ前三種ノ符号ヲ用ヒタル以外更ニ顛読スル場合ニ用フ但一二三等ノ符号ヲ用ヒタル外ニ尚上中下三箇ノ符号ニテ足ラサル場合ニハ直ニ此ノ符号ヲ用フルコトヲ得

とあり、その用例（一）蘇軾・表忠觀の一文は、

甚非<sub>乙</sub>所<sub>下</sub>以勸<sub>乙</sub>契忠臣<sub>一</sub>、慰<sub>中</sub>答民心<sub>上</sub>之義<sub>甲</sub>。

に作るが、漢文大系本『唐宋八家文』<sup>(51)</sup>は甲乙点ではなく天地点を用いる。「調査報告」用例（二）韓愈・原毀は、

謂<sub>丙</sub>不<sub>下</sub>以<sub>乙</sub>衆人<sub>一</sub>待<sub>中</sub>其身<sub>上</sub>、而以<sub>乙</sub>聖人<sub>一</sub>望<sub>乙</sub>於<sub>甲</sub>人<sub>一</sub>。

に作るが、漢文大系本『文章軌範』<sup>(52)</sup>は甲乙丙点と上中下点が入れ替わる。<sup>(53)</sup>甲乙等の次に用いられる天地点については、第六に

天地又天地人ノ符号ハ前三種ノ符号ヲ用ヒタル以外更ニ顛読スル場合ニ用フ

とあり、韓愈・代張籍与李潮東書の次の一文を例に挙げる。

使人<sub>乙</sub>籍誠<sub>乙</sub>不<sub>下</sub>畜<sub>乙</sub>妻子<sub>一</sub>、憂<sub>中</sub>飢寒<sub>上</sub>乱<sub>レ</sub>心<sub>一</sub>、有<sub>乙</sub>錢財<sub>一</sub>以<sub>乙</sub>濟<sub>地</sub>

医藥<sub>天</sub>、其<sub>乙</sub>盲未<sub>レ</sub>甚<sub>一</sub>、庶<sub>乙</sub>幾<sub>乙</sub>其復見<sub>乙</sub>天地日月<sub>一</sub>。

これに対して、漢文大系本『文章軌範』は天地人点の配置は同じであるが、甲乙丙点と上中下点が入れ替わる。

以上のことから、文字点の使用順は加点者により異なっていたことがわかる。しかしながら、上中下、甲乙、天地等の先後関係は、読む側や加点する側が対応関係を理解していれば、読解に差し障りのあるものではない。「調査報告」が文字点の

使用順を定めたのは、管理を好む教育行政的姿勢の表れである。使用順を定めたことによって、これに違うと誤答と判定される事態が生じたのである。

以上が、「調査報告」がそれ以前の訓点に対して、統一基準を示したと判断される事例である。

なお、最後に附される「注意」の第一は、返点を施さないもので、「所謂（いはゆる）」「加之（しかのみならず）」「就中（なかんづく）」「云爾（しかいふ）」の四語が挙げられる。このうち「加之」「就中」は、後述する『送仮名法』の第八則除外二に「漢字ノ熟語ヲ訓読シタルモノニハ、送仮名ヲ附セス」として見える例でもある。

### （三）送仮名法

送仮名法は、七則と「注意」から成る。第一は、送り仮名について。第二は、漢字の読みには該当しないが添付して読む語について。第三・第四は、時を表す語について。第五・第六は敬語について。第七は再読文字。「注意」は、慣用表現について。以下に主な特色を論じる。

#### 第一の規定には

送仮名ハ左ノ三項ノ場合ヲ除ク外ハ国語調査委員会ニテ定メタル送仮名法ノ本則ニ準拠ス

とある。『送仮名法』の公表は明治四〇年である。<sup>54</sup> 国語調査委

員会が漢字廃止、言文一致体の採用を目的としていることは既に述べたが、その調査方針を明記した「国語調査委員会決議事項」（『官報』第五六九九号、明治三五年七月四日）には、「普通教育ニ於ケル目下ノ急ニ応センカタメニ左ノ事項ニ就キテ別ニ調査スル所」として六点を挙げ、うちに二点目に「現行普通文体ノ整理ニ就キテ」とある。決議事項に送仮名に関する言及は見えないが、設置当初から送仮名の問題も議案となり、調査がなされていた。<sup>55</sup> 『送仮名法』例言に「一般ノ法文、教科用書等ニ於テ、少ナクトモ大体ノ統一ヲ有セシムベキハ国家ノ体面上ヨリイフモ必要ナリ」、「現行普通文ヲ標準トシテ規定シタル」とあることから、「普通教育ニ於ケル目下ノ急ニ応センカタメニ」「普通文体ノ整理」の一環として作成・公表がなされたことが理解される。この「普通文」とは、明治三十年代に完成されたとされる、漢文訓読体と和文・欧文直訳体が融合してできた文体であり、既に述べたように公用文の文体として昭和に入っても用いられたが、戦後になって公用文には用いられなくなったものである。<sup>56</sup> 『送仮名法』や「調査報告」の文体がそれであり、服部の『中等論理学』『倫理学』『清国通考』の文体も普通文であると言える。『送仮名法』には候体の例文もあるのだが、本稿では明治期の文語文を指して普通文と称する。<sup>57</sup>

上述の句読法は、「句読法案」を踏まえていると推定されるものの、その名を明記していなかったが、『送仮名法』のこと

は明記されている。「句読法案」の名を出さないのは、それとは全く別の符号名を用いたからでないかと推測される。『送仮名法』は、漢文教授に関する調査の間に服部も委員となった国語調査委員会の成果であることから、これに拠ることは前提となっていたであろう。その「送仮名法ノ四綱領」には、

- (1) 活用語ノ語尾変化ヲカキアラハスコト。
- (2) 語ノ末ニ附属スル助詞、助動詞ヲカキカラハスコト。
- (3) 語ノ末ニ含マルル接尾語ヲカキアラハスコト。
- (4) 漢字ヲ音読セルモノハ漢字以外ヲカキアラハスコト。

とある。普通文自体が漢文訓読体の影響が強いために、『送仮名法』には漢文や訓読由来の語や例文が多く見受けられる。例えば、第一則「漢字ヲ以テ活用語（動詞、形容詞、助動詞）ヲ書キアラハストキハ、語尾ノ活用スル部分ヲ送仮名トナスベシ」には以下の文が見える。

除外一 也ノ終止形、候ノ連体形、終止形ニハ送ラズ。

(例) 朝二道ヲ聞イテ、夕ニ死ストモ可也。<sup>58)</sup> (中略)

除外三 日ハハヲ送ラズ。

(例) 孔子曰ク仁者ハ山ヲ楽シムト。

附録の「動詞、形容詞、副詞、接続詞ニ当ツル普通ノ漢字ニシテ二字以上ノ仮名ヲ送ルベキモノ（形容動詞ヲ除ク）」にも、「イヅクンゾ」「オモヘラク」「コヒネガハクハ」等の訓読語が多数含まれている。つまり、漢文教授用の送仮名の付け方がほ

ぼ定められているに等しい。では、「調査報告」が『送仮名法』に従わなかった三項とはどのようなものであったかという、以下の通りである。

- (甲) 受身ノ助動詞ニ該当スル漢字ニハ全部仮名ヲ附ス
- (乙) 也ヲ「ヤ」、者ヲ「ハ」、與ヲ「ヨリ」ト訓スル場合ニハ各々全部仮名ヲ附シ由、自、従ヲ「ヨリ」ト訓読スル場合ニハ最後ノ一音ヲ附ス
- (丙) 送仮名法第八則ニ挙ケタル以外ノ二音ノ副詞ト雖モ送仮名ヲ附スルヲ便利トスル場合ニハ最後ノ一音ヲ附スルコトアルヘシ

最初の(甲)の例に挙げられているのは、「送仮名法ノ四綱領」(1)に該当しない例であり、受身の「見」「被」等については、送仮名と読仮名の区別をしないということになる。次の(乙)も読仮名に言及しており、(甲)(乙)ともに漢文においては読仮名と送仮名との区別を明瞭にするという原則がないことを意味している。「調査報告」における送仮名とは、あくまでも漢文の読み方を示すものであって、書き下す際の漢字とかなの書き分けは考慮されていないことがわかる。

第三の(丙)が拠り所とする『送仮名法』第八則は、  
二音ノ副詞モシ、ヨシ、ヨク、カク、ノ四語、及ビ三音以上ノ副詞、接続詞ニ用井ラレタル漢字ニハ、最後ノ一音ヲ送仮名トシテ添フベシ。

というものである。(丙)は、『送仮名法』が送仮名を付すべき二音の副詞を四語に限定していることに対し、異を唱えているのである。「調査報告」の例には、「故ト」「将タ」「唯ダ」「猶ホ」の四語が見える。このうち「将タ」は、『送仮名法』第八則「説明」に「但シ今、扱、将、又、且ノ如キ漢字ノ下ニ尚一字ノ仮名ヲ送ランコトハ、余リニ過冗ナルヤノ感アリ」とあるが、調査報告はこの「将」をあえて挙げてゐる。また、『送仮名法』は国定教科書用の基準を示したものであるが、それに先立って官報の基準を定めた内閣官報局の「送仮名法」には「将タ」「猶ホ」と送り仮名を付すことが示されている。一方で、

「唯」は内閣官報局版「送仮名法」でも、送仮名を付さないとしている。<sup>60</sup>「調査報告」が(丙)を定めたのは、漢文の専門家としての矜持によるものではなからうか。しかしながら、「便利トスル場合」としか言わないのは、異論を述べるに足らずは説明が不足している。そもそも送仮名は、外国語の表記文字である漢字を和語で読むという性質上、用いる側が適宜付しているものである。このような揺らぎを避けることは困難である。

第三・第四の時を表す語については、齋藤文俊が漢文訓読上の変遷を論じており、明治後期の用法であるとする。<sup>61</sup>第二、第三、第四については、送りがなを簡素にし、特異であるとも言われる一齋点を否定したのもと言えようか。<sup>62</sup>

第五・第六は、敬語の使用対象を限定したものである。第五

には(略)但敬語ハ叙言叙事ニ論無ク我カ帝室ニ関スル場合ノ外ニハ之ヲ用ヒサルモノトス」とあり、当時の教育行政の方針を如実に反映している。これ以前には、「孔子曰」を「コウシノタマハク」と読むようなことが一部で行われていたのだが、この「調査報告」によって断絶したわけである。<sup>63</sup>文部省の嘱託事業であるからには、この規定は避けられなかったであろう。

第七は再読文字であるが、返点法「注意」にも触れていた、使役の文字の規定が特徴である。

#### (四) 読方

読方は、七則から成る。第一は、特殊な読み方をする固有名詞。第二は、呉音で読む例。第三は、誤用由来の慣用音。第四は、『康熙字典』と異なる慣用音。第五は、不読の助詞。第六は、意訳をあてる熟語。第七は、再読文字についてである。

第一から第四までは、その前提に漢音で読むという原則があるからその例外規定となる。ただし、この原則は明言されていない。当時においてはほぼ常識となっていたと考えられるため、<sup>64</sup>明記する必要はないと判断されたのである。

第五の不読の助詞についての規定は、字義解釈にも関わってくることである。個々の事例については鈴木が詳しく論じているので、<sup>65</sup>ここでは「調査報告」の方針という観点から少しく論

じることにする。

鈴木は、「調査報告」の規定は主として当時の一般的な訓法によるとした上で、「調査報告」が「意義ヲ害セサル限り助詞ハ之ヲ省キテ読ムヘシ」と解説したことについて、読まれない字は「無意味な置き字のように誤解される恐れ」があり、「読み表される語気助詞は、その読み表わす訓に、重大な意味があるもののように誤解される」のではないかと指摘する。<sup>66</sup>大島も、「調査報告」の解説のしかたについて「何とも不明確な定義で、いったい意義とは何か、省読される文字は無意味な文字であるのかという疑問が、直ちに生じてくるであろう」と言い、続けて、助字あるいは置き字の読み方とは、「調査報告」以前の訓法の展開において重大な課題であったこと、「いかなる訓読観を持つかということに関わるものであった」ことを指摘している。<sup>67</sup>この視点に立てば、「調査報告」の規定は、訓読そのものの意義を忽せにしたということになる。

「不明確な定義」について私見を示せば、「調査報告」の「意義ヲ害セサル限り」とはその字を読み表わさなくとも原文の意味が伝わる場合、と言っているのではなからうか。<sup>68</sup>換言すれば、逐語訳する必要はないことを言わんとしているのではないかと考えられる。個々の助字の訳出に意を碎かなくともよいと解される点においては、助字を軽んじているという批判が成り立つ。

「調査報告」の不読の助詞の規定の背景には、中学校において漢作文が必要ではなくなったこと、漢文に特徴的な助字を用いる機会がなくなったことがある可能性も考えられる。漢文を書き表す必要がないので、その字の存在を意識して訳出する必要もない、ということではなからうか。「調査報告」が訓読をいかに意義づけているのか、ということについては、当時の漢文の位置づけや、国語の一領域であるのか、それとも外国語であるのかという認識とも深く関わる問題であるが、本稿では如上の言及に止めておく。

第六には、「無寧（ムシロ）一任（サモアラバアレ）聞説（キクナラク）就使（タトヒ）ノ類」を挙げる。この中で『送仮名法』に見えるものはないが、第八則除外二「仮令」をタトヒと読んでいる可能性はある。<sup>69</sup>これらの語は、漢文に特徴的な読み方であるから明記したのであろう。

#### （五）句読法以下諸則適用ノ例

以上の項目だけでは実際にどう読むのか、判然としないことも多い。そのため、この適用ノ例がある。鈴木は、「調査報告」の「訓読のしかたの特徴をとらえようとすれば、（略）原文の意味を国語に訳読するために添える助詞や助動詞などについて、その添え方に注目しなければならない」といい、<sup>70</sup>しかし「国語に訳読するための添え仮名について、規律的なことは、

あまり多く述べられていない」という<sup>(1)</sup>。思うに、「調査報告」では、添仮名の規律性までを規定することは考えていなかったのではなからうか。

適用ノ例には、「日本外史卷五楠氏」「齋藤正謙遊箕面山遂入京記」「韓愈伯夷頌」の三つの長文を挙げる。既に述べたように、当時の漢文講読の材料には邦人の作品が求められており、それを承けてこれらの文を選択したと言える。特に、『日本外史』は、教科書として採用されることが多い<sup>(2)</sup>。さらに言えば、「忠臣は二君に事へず」(返点法第三〔四〕用例)を賞賛する韓愈・伯夷頌の選択にも、敬語使用の制限や「教育勅語」の引用<sup>(3)</sup>とともに、当時の教育行政への忠実さが窺えるのである。

### おわりに

「調査報告」は、第一には文部省の囑託事業であることから、先行する「句読法案」「送仮名法」に準拠し、当時の教育行政の方針に沿ったものになる。ただし、その中でも漢文という対象を扱うことへの自負が、句読符号の名称の不一致や、『送仮名法』とは異なる用法に現れていると考えられる。教科書用の基準という点では、先行研究が論じるように当時の一般的な訓読法に従いつつ、運用しやさい法則性を重視する傾向がある。例えば、返点の用法においては豎点を使用せず、レ点を

一字返読に限定し、それに伴い使役の形を確定させ、また熟語は原則として音読することも示すという、一貫する法則が見いだせる。そこにあるのは、いかに合理的に返点を運用するかという視点であり、漢文の読み方をどのように点に表出するかという思想は後退している。それは不読の助詞の規定についても言えることである。また、『送仮名法』にも言えることであるが、添仮名法、読方については、原則は立てるがそれを貫通させるのではなく、原則と習慣との折り合いをつけている。学術的理論に基づく原則を尊重するのではなく、現実的な処理を行うのである。添仮名法、読方については、当時の普通文との関わりも大きいと思われる。

以上を要するに、「調査報告」は、明確な訓読観に基づいてあるべき訓読の姿を示したという性質のものではなく、漢文教授法として行政的、現実的、合理的処置を行ったものであると言える。冒頭で触れた「調査報告」に従うことの可否については、稿を改めて検討したい。また「調査報告」の示す訓読の背景としての、当時の国語との関わりについての考察も今後の課題としたい。

### (注)

(1) 大学漢文教育研究会訓点研究部会(原田種成)「漢文教科書の訓点の研究について」(『斯文』第五六号、昭和四四年五月)に、

この「調査報告」を「逐一検討した結果、二、三の点を除けば、大体において、さしたる不合理な点は認められないから、漢文教科書の訓読が、大筋においてこれに準拠すれば、不統一は避けられるという結論に達した」「時間をかけて研究したわりには、格別に明治四五年の調査報告の中に不合理な点も発見されず、改めねばならないという点もなかった」と述べ、特に不合理なものではないと評している。

- (2) 一九七五年光生館中国語研究・学習双書。
- (3) 同第三章「明治以後における訓読」。
- (4) 同二二頁。
- (5) 『講座日本語学7 文体史I』昭和五七年明治書院。
- (6) 同二四二頁。
- (7) 同二四三頁。
- (8) 橋本秀美『論語——心の鏡』(二〇〇九年岩波書店)は、『論語』の書き下し文を載せるにあたり清原家の系統の訓読を採用し、「江戸時代以降、清原家流の訓読は徐々に劣勢となり、帝國主義時代には、漢字はできるだけ音読みで済ますという半直読半翻訳の変体言語が学校教育を通して普及させられた。分かったようで分からない言葉を使うのは、無知な人間を誤魔化すのに便利なのである。これに比べれば、平安時代以来の伝統的訓読は、随分まっとうな翻訳に近い」(二一八頁)と述べている。
- (9) 前掲書二二七頁。
- (10) 「調査報告」をはじめとする引用文の表記については、該当する常用漢字があるものはそれに改めるが、仮名遣いは原文のままとした。「調査報告」は漢字カタカナ交じり文で書かれており、一部用語や語句の読み方にのみ、ひらがなが用いられている。
- (11) 「服部先生自叙」「服部先生年譜」(服部先生古稀祝賀記念論文

集刊行会編『服部先生古稀祝賀記念論文集』、昭和一一年富山房)による。また、以下の記述は「服部先生自叙」「服部先生年譜」および「先学を語る——服部宇之吉博士——」・服部武「服部宇之吉先生略年譜」(東方学会編『東方学回想I 先学を語る(1)』、平成一二年刀水書房。原載『東方学』第四六輯「昭和四八年七月」)による。また、「」の引用は、『服部先生自叙』による。

- (12) 「年譜」に従う。「自叙」は明治二五年とするが、『官報』第二四五八号(明治二四年九月五日)によれば明治二四年九月三日付で叙任されている。
- (13) 「先学を語る」では、第三高等学校をつぶすために赴任したように語られているが、「自叙」によると第三高等学校廃止の決定は赴任後のことである。

(14) 「先学を語る」で阿部吉雄は、「服部の頭脳はちよつとずば抜けている、普通じゃないということを濱尾さんでも外山さん(外山正一氏)でもよくいわれておった」ので、この二人が服部を秘書官に欲しがったのだと語っている(一一六頁)。

(15) 「略年譜」による。明治三二年の改訂版は国会図書館等に所蔵されているが、明治三〇年の金港堂教員文庫版は未確認である。なお、国会図書館には刊行年不明の金港堂教員文庫『倫理学』がある。

(16) 論文では、二九年に「墨子年代考」(『哲学雑誌』)を発表している(『服部先生古稀祝賀記念論文集』所収「服部先生講義及著述目録」)。

(17) 文化庁『国語施策百年史』(平成一八年ぎょうせい) 一一三頁。

(18) 国語調査委員会は大正二二年に廃止されるが、同五年六月に「国語調査ニ関スル事項」が文部省普通学務局第三課の分掌となり、その活動の中で服部は漢字整理案作成の主任として、同八年に

- 『漢字整理案』を完成させている（『国語施策百年史』一七三～一七四頁）。
- (19) 「自叙」には「履歴の大略」を述べるとあり、行政や各種役職等の実務的な面が中心となっており、研究・教育面での具体的な内容を欠く。
- (20) 「先学を語る」には、「服部先生は、明治四十四年に国語調査会委員というのになつておられますが、これはわれわれのほうの立場として申しますと、明治四十五年に訓読法の一つの基準がつくられています。これは先生が中心としておやりになつたわけですね」「そのときに、主として衝に当たつて仕事をしたのが山口察常先生。そこで私が大学を卒業したら、おまえも手伝いにいけという、そうしたら十円か十五円いただいたのです」という宇野精一と竹田復とのやりとりが見える。前述の漢字整理案作成の補助員に山口察常と竹田復の名があることから（『国語施策百年史』一七三頁）、竹田が語っているのは漢字整理案作成のことであることが理解される。
- (21) 文部省訓令第三号（明治三十五年二月六日、『官報』第五七七五号）
- (22) 浜本純逸「漢文教育の成立過程——一八五〇年代～一九〇二（明治三五）年——」（『国語教育史研究』第一三三号、二〇一二）に当時の漢作文についての調査分析がある。
- (23) 文部省訓令第十五号（明治四四年七月三二日、『官報』第八四三二二号）
- (24) 明治三十三年から三十四年にかけての漢文科名存廢論争については、長志珠絵『近代日本と国語ナシヨナリズム』（吉川弘文館、一九九八）第三章第三節「漢文科廢止問」同第四節「『漢学』の普遍化」、三浦叶『明治の漢学』（汲古書院、一九九八）第三部第二章「漢文科名廢止、漢文削除をめぐる」等に詳しい。また、その後再び起こった漢文教育存廢論争については、打越孝明「明治三十年代後半の中学校漢文教育存廢論争について——第七回高等教育会議への廢止建議をめぐる——」（『皇學館論叢』第二四卷第五号、一九九一・一〇）等がある。
- (25) 石毛慎一『日本近代漢文教育の系譜』（湘南社、二〇〇九）は、明治三五年の中学校教授要目の制定から改正までを漢文の地位が下がった「漢文劣位期」とし、四四年の改正以降を「国漢対等期」と区分している。
- (26) 以下の記述は、『国語施策百年史』第一章および国語施策年表による。
- (27) 口語体・漢字ひらがな交じり文の憲法改正草案が発表された翌日に、「今後各官庁における文書及び新たに制定（全文改正を含む）する法令の文体・用語・用字・句読点等は、今回発表された憲法改正草案の例にならうこと」を指示する「各官庁の文書の文体等に関する件」が次官会議で決定したという（『国語施策百年史』三七六頁）。大正八年には、公用文に「である」体も採用されているが、一時的なものであった。その文体にも、「する所」「於て」「於ける」等の訓読由来の表現が見られる（同書第三章第一節六「口語体公用文の試み」）。
- (28) 『国語施策百年史』一一七頁。なお、国語調査委員会は加藤弘之を委員長とし、嘉納治五郎・井上哲治郎・沢柳政太郎・上田万年・三上参次・渡部董之介・高楠順次郎・重野安繹・徳富猪一郎・木村正辞・大槻文彦・前島密を委員として四月に発足した（同書一一四～一一五頁）。沢柳は服部の二年前、渡部は一年間に帝大哲学科を卒業している。
- (29) 木村淳「漢文教科書の修正意見——明治三十年代前半を中心に——



- 用されている」(二二九頁)と言う。公用文の句読点が改まったのも、憲法改正草案を契機としている(注27参照)。
- (40) 前掲書一八六―一九〇頁。
- (41) 齊藤文俊『漢文訓読と近代日本語の形成』(二〇一一年勉誠出版)七六―七八頁に詳しい。
- (42) 齊藤文俊前掲書七八―七九頁にも詳しい。
- (43) 前掲書一九〇頁。
- (44) 引用は、駒澤大学電子貴重書庫本(寛永元年刊本)による。  
<http://repokomazawa-u.ac.jp/opac/collections/246/>
- (45) 引用は、国会図書館デジタルコレクション(享保六年刊本)による。  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2536790>
- (46) 齊藤文俊前掲書五八―五九頁の『論語』の各種点本の比較によると、仁<sub>二</sub>齋点、一部道春点、後藤点で使用されている。
- (47) 注39前掲論文。
- (48) 豎点を規定しなかったのは、当時の活字における豎点の有無とも関わるものが想定されるが、本稿ではその調査にまで至らなかった。
- (49) 明治四二年から大正五年にかけて二十二巻が刊行されており、服部宇之吉も複数のテキストの校訂者として参与している。現在漢文大系を出版している富山房インターナショナルのホームページには、「典籍の訓点は、各巻担当の諸先生が、伝統の訓点を尊重しながらも、明治の教育的統一をもくろみ、あるいは『句読・反点・添仮名・読方法』に依拠して訓点を施し、近代読法の規準として信頼できる」とあるが、担当者による訓点の違いは大きい。  
<http://fuzambo.net/kanbunraikei2.html#kanbun13> (二〇一八年八月二十七日最終閲覧)
- (50) 用例の典拠については、二松学舎大学日本漢文教育推進室(佐藤進・日野俊彦)、新稲法子「漢文教授二関スル調査報告の出典」(「困窮庵日乗」二〇一五年一月二十九日)を参照した。  
<http://www.nishogakusha-kanbun.net/kanp8630.pdf> (二〇一八年八月二十九日最終閲覧)
- <http://dhatene.jp/masudanoriko/20150129/1422198490> (同)
- (51) 『唐宋八家文』上は明治四三年、下は四四年初版。校訂者は三島毅。児島猷吉郎の例言によれば、評釈と段落が三島毅によるもので、校閲は三島復である。訓点も三島毅のものであろうか。
- (52) 『文章規範』は、大正三年初版。校訂者は島田鈞一。
- (53) 漢文大系本『唐宋八家文』は、「調査報告」に同じ。なお、ここに挙げなかった用例(三)韓愈・争臣論は「但一二三等ノ符号ヲ用ヒタル外ニ尚上中下三箇ノ符号ニテ足ラサル場合ニハ直ニ此ノ符号ヲ用フルコトヲ得」の事例であり、漢文大系本『唐宋八家文』『文章規範』もこの点の使い方は同じである。
- (54) 引用は、同年七月国定教科書共同販売所版による。
- (55) 明治三五年四月から翌年七月までの議案に「送仮名法案」「送仮名法二関スル特別委員修正案」「送仮名法修正案」が含まれ(『国語施策百年史』一二八―一二九頁)、明治三九年度には重要案件に「送仮名法」が含まれている(同書一二二頁)。なお、『送仮名法』の調査担当者は芳賀矢一である(同書一三四頁)。
- (56) 国史大辞典編纂委員会編『国史大辞典』第一二巻(吉川弘文館、一九九二)「普通文」の項(山口佳紀執筆)。
- (57) 本稿では、教育行政、国語行政の観点から「普通文」の語を用いるが、文語表現における「漢文脈」については齋藤希史『漢文脈と近代日本』(日本放送出版協会、二〇〇七)を参照。
- (58) 『論語』里仁篇の語句に基づくものであるが、この読み方は道春点、後藤点と同じである(鈴木前掲書一三九頁)。

- (59) 内閣官報局「送仮名法」は、明治二二年に官報号外として発行された。本稿では、内閣官報局編纂『送仮名法』（明治二七年八尾書店発売）を参照した。副詞に「猶ホ」、接続詞に「将タ」が挙げられている。
- (60) 副詞の項。
- (61) 齋藤文俊前掲書第三章および第四章。
- (62) 「一斎点の特徴」については、鈴木前掲書「『一斎点』の特徴」（二三三～一五六頁）および齋藤文俊前掲書「一斎点の特徴」（七〇～七九頁）に詳しい。
- (63) 鈴木前掲書一九八頁、齋藤文俊前掲書二一五頁参照。
- (64) 鈴木前掲書二六三～二六五頁、齋藤前掲書四五～六八頁に、音読の増加について論じている。
- (65) 前掲書二〇七～二二二頁。
- (66) 前掲書二一〇頁。
- (67) 前掲書二一八頁。
- (68) 「調査報告」では、「意義」の語は他に句読法第三（乙）「形式ヨリ見レハ終始シタレトモ意義ヨリ考フレハ下文ニ連続セル語句ノ下」、読法第三「意義ニヨリテ音ヲ異ニスル文字ト雖モ混用久シクシテ習慣トナレルモノハ之ニ従フ」とあり、いずれも語の意味、原文の意味を指している。
- (69) 官報局『送仮名法』には動詞〔釈例〕第二に「聞クナラク」、副詞〔釈例〕第一に「寧ロ」、接続詞〔釈例〕第一に「タトヒ」と読む「設若」「仮令」「縦令」が見える。
- (70) 前掲書一九三頁。
- (71) 前掲書一九四頁。
- (72) 石毛慎一前掲書等。
- (73) 新稲前掲ブログ。